

(整理番号 2022)

長野地方最低賃金審議会

第 5 回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和 3 年 3 月 4 日 16 時 00 分 ~ 16 時 30 分 ホテル信濃路 2 階 穂高		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 令和 2 年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について(報告) 2 特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について(令和 3 年度) 3 その他		
議事録			
<p>大日方室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、只今より、長野地方最低賃金審議会、令和 2 年度第 5 回総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は、委員 15 名中 15 名の出席をいただいております。</p> <p>最賃審議会令第 5 条第 2 項の規定により 3 分の 2 以上の出席がありますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、これからの審議について、岩崎会長よろしくお願いいいたします。</p> <p>岩崎会長</p> <p>今年度は、新型コロナウイルスにより、最低賃金の審議に影響を及ぼす大変な 1 年でした。</p> <p>来年度も、大変な審議となることが予想されますが、皆さん、よろしくお願いいいたします。</p> <p>本日の議題は、第 1 に令和 2 年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について(報告)、第 2 に特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について(令和 3 年度)、第 3 にその他を予定しております。</p>			

それでは、本日の議事録署名人を指名します。労働者代表委員は、岩崎委員、使用者代表委員は、丸田委員にお願いします。

さて、審議会は、長野地方最低賃金審議会運営規定第6条に基づき、公開とします。

なお、事務局で長野地方最低賃金審議会会議公開要綱第3条に基づき、本日開催の14日前に、公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望がなかったことを報告いたします。

それでは、議題1の「令和2年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について(報告)」を事務局より説明をお願いします。

宮澤室長補佐

資料番号No.1により審議経過について概略を説明いたします。

なお、長野県最低賃金の審議につきましては、8月21日の第4回総会まで、ご承知いただいておりますので、説明は割愛させていただき、4ページからの特定最低賃金の審議経過について資料に基づき説明いたします。

4ページには、特定最低賃金の審議経過について、時系列に一覧としておりますので、お目通しをお願いします。

続いて、5ページの(1)計量器等最低賃金専門部会の審議経過を説明いたします。計量器等最低賃金については、8月21日の審議会において改正決定の諮問を受け、同日の審議会において計量器等最低賃金専門部会に審議が付託され、4回の同専門部会を開催し審議が行われました。10月5日に開催された同専門部会で審議した結果、労使双方の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を2円引上げ時間額894円とすることで結審し、最低賃金審議会令第6条第5項適用で答申が行われ、11月4日に官報公示、12月4日に発効(法定どおり)となっております。

次に、(2)はん用機械器具等最低賃金専門部会の審議経過を説明いたします。はん用機械器具等最低賃金については、8月21日の審議会において改正決定の諮問を受け、同日の審議会においてはん用機械器具等最低賃金専門部会に審議が付託され、4回の同専門部会を開催し審議が行われました。10月12日に開催された同専門部会で審議した結果、労使双方の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を2円引上げ時間額905円とすることで結審し、最低賃金審議会令第6条第5項適用で答申が行われ、11月11日に官報公示、12月11日に発効(法定どおり)となっております。

次に、(3)各種商品小売業最低賃金専門部会の審議経過を説明いたします。

各種商品小売業最低賃金については、8月21日の審議会において改正決定の諮問を受け、同日の審議会において各種商品小売業最低賃金専門部に審議が付託され、4回の同専門部会を開催し審議が行われました。10月26日に開催された同専門部会で審議した結果、労使の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を2円引上げ時間額857円とすることで結審し、最低賃金審議会令第6条第5項適用で答申が行われ、11月25日に官報公示、12月31日に指定日発効となっております。

また、資料番号No.2につきましては、過去12年間の最低賃金額引上の推移をまとめたものです。

資料番号No.3につきましては、本年度の長野県最低賃金と特定最低賃金の周知用リーフレットですので、参考としてください。

岩崎会長

只今の報告について、何か意見、質問等ございますか。

< 意見、質問等なし >

次に、議題2の「特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について(令和3年度)」に入ります。事務局より説明をお願いします。

宮澤室長補佐

資料番号No.4に特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明についての資料がありますので、ご覧ください。

令和3年2月22日に労働者代表委員から特定最低賃金の金額改正に関わる4業種の意向表明の提出がございました。計量器等、はん用機械器具等、印刷、製版業は長野県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしております。

また、各種商品小売業については、長野県内の各種商品小売業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしております。

なお、申し出の期間は2021年7月下旬までとなっております。

岩崎会長

ただ今、事務局より報告がありましたが、労働者代表委員は何か付け加えることや意見はございますか。

山口委員

特定最低賃金4業種について、意向表明をさせていただきました。

申し出に必要な書類をそれぞれ、揃えているところでございます。

申し出がされた折には、特定最低賃金について、労使のイニシアティブにより、しっかりと議論させていただきたいと思っております。

一部の地方では、審議すらできなかつたところもあったと聞いております。

長野県の公労使が共に、友好的関係を築きながら、引き続き、しっかりとした審議をさせていただけるよう、今の時点からご協力をお願い申し上げます。

岩崎会長

それでは、第3の議題の「その他」に入ります。事務局から何かございませうでしょうか。

大日方賃金室長

来年度の審議会日程等につきまして、ご連絡いたします。

現在の第52期長野地方最低賃金審議会委員の任期につきましては、令和3年3月31日で終了となります。

第53期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となることをご承知おき下さい。

なお、第53期の第1回目の最低賃金審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、別途、第53期の委員の皆様に対しまして、日程調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

岩崎会長

労働者代表委員、他に何かございませうか。

< 発言、なし >

使用者代表委員、他に何かございますか。

< 発言、なし >

それでは、特にないようですので、本日の総会は閉会といたします。